

平成23年12月1日付け津市監査委員告示第10号公表分

(1) 短期大学事務局

監査の結果	三重短期大学地域問題研究所で購入している雑誌（月刊誌・季刊誌）について、割引のある定期購読を利用すれば、より安価に調達できるものがあったことから、年間を通じて購入する雑誌については、定期購読による割引の有無を確認の上、調達方法を見直されたい。
措置の内容	三重短期大学地域問題研究所で購入している雑誌等のうち、定期購読の利用が可能なものについては、平成24年度から、より安価に調達できる年間購読に改めた。

(2) 財政援助団体監査（所管部局）

ア 社会福祉法人津市社会福祉協議会（健康福祉部福祉政策課）

監査の結果	社会福祉協議会運営事業補助金について、同補助金を市が津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき派遣する職員の給料に充当していたが、当該派遣職員が従事する業務が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に定める給与支給が可能な業務であるか否かにかかわらず、市による給与支給と同視できるような補助金の充当は、派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しないことを定めた同法第6条第1項の趣旨を逸脱するおそれがあるため、関係部局と協議し、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	社会福祉法人津市社会福祉協議会への派遣職員の給与については市から直接支給することとし、社会福祉協議会運営事業補助金については当該給与相当額を減額することとした。

イ 修成地区社会福祉協議会（健康福祉部高齢福祉課）

監査の結果	平成21年度の津市敬老事業補助金について、実績報告書の収支計算書に記載された市費充当額の総額をもって交付確定をしていたが、当該交付確定額は、同協議会の敬老事業に係る現金出納簿に記帳された支出総額より約3万7千円多く、当該差額分は敬老事業以外の経費に充てられたものと考えられるため、当該差額分の交付確定は適正ではなく、所要の是正措置を講じるとともに、補助金の交付確定に当たっては、平成22
-------	---

	年12月6日付け津市監査委員告示第8号(住民監査請求監査の結果)における意見等を踏まえ、適切な事務処理に努められたい。
措置の内容	平成21年度の津市敬老事業補助金については、改めて精査し、一部返還の措置を講じた。また、補助金の交付決定に当たっては、収支関係書をはじめとする添付書類を含め、確実な確認作業を行うことにより適切な事務処理をすることとした。

ウ 高茶屋地区社会福祉協議会(健康福祉部高齢福祉課)

監査の結果	津市敬老事業補助金に係る会計処理について、同協議会は現金出納簿等の会計諸帳簿を整備しておらず、実績報告書における収支決算書の内容と実際の補助金に係る収支状況の内容を照合し難いものであったが、同補助金の交付決定に当たっては、「補助金と事業に係わる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業完了後5か年間保管しなければならない」という条件を付していることを踏まえ、会計諸帳簿を整備の上、適正に記帳し、補助金に係る予算執行の透明性を確保するよう、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	補助金に係る予算執行の透明性を確保できるよう、同協議会において現金出納簿等の会計諸帳簿を整備の上、適正に記帳することとした。